相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市川辺町田部田四三一五番地二、最後の住所愛知県名古屋市東区矢田三丁目一二番一号コーポ木ケ崎二〇一号

被相続人　亡　大坪　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

愛知県名古屋市中村区椿町一五番一九号

学校法人秋田学園名駅ビル二階

弁護士法人名古屋E＆J法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉江　仁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所三重県桑名市大字上野二二二八番地一

被相続人　亡　中川雅義こと　権　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

三重県四日市市三滝台二丁目一七番地五

相続財産管理人　奥谷　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市久美浜町甲山第八三二番地、最後の住所京都府京丹後市久美浜町一六九番地

被相続人　亡　平岡　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

事務所京都府京丹後市大宮町周枳二一一七九番地の一　司法書士中村心児事務所

相続財産管理人　司法書士　中村　心児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区清水丘三丁目一〇番、最後の住所大阪市住吉区清水丘三丁目一〇番二一号

被相続人　亡　吉元英一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

大阪市北区中之島三丁目二番四号朝日新聞ビル一一階　相続財産管理人　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県磯城郡田原本町大字味間八〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　寺崎　善男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

奈良県磯城郡田原本町四一三番地の四　西川梅子司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　西川　梅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市西本町三丁目七二六番地二、最後の住所広島県福山市手城町四丁目一〇番二八―五号　被相続人　亡　永田　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

広島県福山市西町二丁目一〇番一号福山商工会議所ビル五階　成田法律事務所

相続財産管理人弁護士　成田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市小松町新屋敷甲二八八〇番地、最後の住所愛媛県西条市喜多台二一四番地三

被相続人　亡　室　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

愛媛県四国中央市寒川町二三六九番地一

相続財産管理人　高橋　隆晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市別府町一四三番地、最後の住所愛媛県松山市別府町一四三番地五

被相続人　亡　岡田　博光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

大阪市北区中之島三丁目二番四号朝日新聞ビル一一階　相続財産管理人　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県磯城郡田原本町大字味間八〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　寺崎　善男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月六日

愛媛県松山市味酒町二丁目一五番地二

相続財産管理人　司法書士　中谷　匡

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月六日

一、墳墓等所在地　富山市梅沢町二丁目一の二

一、墳墓等の名称　明休寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名

十三、不詳　十四、不詳　三十二、不詳

三十三、不詳　三十四、不詳

一、改葬を行おうとする者　富山市梅沢町二丁目一の二　宗教法人明休寺　住職　高沢　章

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月6日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ジェイティ開発コンサルティング　②東京都知事(2)82687　③代表取締役　越山光宏　④東京都港区虎ノ門二丁目2番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区南平台町5番1号日本たばこ渋谷ビル4F　ジェイティ不動産株式会社　代表取締役　越山光宏

①ナイス賃貸情報サービス株式会社　②（新）神奈川県知事(1)27774（旧）国土交通大臣(4)5473　③代表取締役　岸本照雄　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1―26―1横浜アーバンビル　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1―26―1横浜アーバンビル1階　神奈川県川崎市幸区大宮町15―1小森山ビル302号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1―26―1横浜アーバンビル　ナイス賃貸情報サービス株式会社　代表取締役　岸本照雄

①日商土地株式会社　②愛知県知事(6)14518　③代表取締役　平林郁子　④愛知県日進市浅田町下小深田44―24　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県日進市浅田町下小深田44―24　日商土地株式会社　代表取締役　平林郁子

①岩谷産業株式会社　②大阪府知事(1)52765　③代表取締役　牧野明次　④大阪府大阪市中央区本町3丁目6番4号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区本町3丁目6番4号　岩谷産業株式会社　代表取締役　牧野明次